第6回 奈良市児童相談所等のあり方検討会議の意見の概要	
開催日時	令和2年 1月31日(金)午前 10時から 正午 まで
開催場所	奈良市役所 北棟 2階 第16会議室
意見等を求める 内容等	・奈良市児童相談所設置基本計画(改訂案)について ・奈良市児童相談所設置について
参加者	出席者 3 人 ・ 事務局 9人
開催形態	公開 (傍聴人 0人)
担当課	子ども未来部 子育て相談課 児童相談所設置準備室

意見等の内容の取り纏め

事務局による概要説明の後、委員に意見等を求めた。

≪意見を求めた内容及びそれらに対する意見等≫

1 奈良市児童相談所設置基本計画(改訂案)について

<組織体制について>

- ・緊急対応係にあるトリアージという文言は主に災害の時に使われる用語なので、児童福祉では 使わない。ディファレンシャルレスポンスという言葉が望ましい。
- ・介入・支援の考え方では、介入は調査・判断と捉えていく方がスムーズに支援につなげられる。
- ・現在は未就学児が子ども発達センターの対象であり、学齢児になると教育センターの対象になるが、発達障がいの診断後の支援機能が子どもセンター内にあるところが良い。基礎自治体の良いところは切れ目がない支援が行えることで、将来的には年齢問わず発達支援も一連で同じ施設でみることが理想。他都市では子育て支援の複合施設を運営されているところもあるので、参考に検討してみてはどうか。
- ・虐待は重症事例を除けばほとんど子育て困難が原因で、重症事例だけでなくそこも児童相談所 が汲むことが出来ればかなり良い方向に向かう。
- ・開設にあたって、奈良県の後追いではなく新しいことを打ち出すのが大事。虐待対応のみでは なく、子どもの総合的支援につなげられる施設になると良い。

<人員配置について>

- ・弁護士は奈良市に理解があり児童福祉に精通している人材が必要だが、そのような人を常勤で雇うのは難しい。可能であれば弁護士会と委託契約を結んだり、奈良県の児相と連携して弁護士を当番制にしたらどうか。弁護士の常勤では費用もかかるため、その点も含めて弁護士会と相談をしたら良いと思う。
- ・医者(小児科・精神科)の常勤は非常に難しい。そもそも児童精神科医は少数のため、小児科 医でも子どもの発達に関心がある医師に定期的に来てもらえるように調整してみてはどうか。 また子ども発達センターと連携して週一回嘱託として来ていただくのはどうか。

- ・虐待対応係に保健師を児童福祉司として配置していくことで子どもの対応や病院との連携等が スムーズにいくことがある。
- ・子どもセンターの中で複数の部署があるので、職員の異動の幅も出て良い。全ての職員が専門職ではなく、行政職から来るのも良い。

2 奈良市児童相談所設置について

- ・里親支援センターとの連携が大切。里親支援にあたっては、施設より丁寧に訪問していく必要がある。
- ・里親委託が進んでいる都市では、一時保護についても保護所の定員を減らして施設の一部を児童心理治療施設として改修しているところもある。奈良県に児童心理治療施設がなく、児童の支援等に困難な場合が生じないか懸念される。入所・通所の機能がある施設があることで、一時保護後の措置がスムーズになり、児童相談所としての支援が円滑に進んでいく。
- ・子ども若者支援は現在市では福祉部が行っているが、児童相談所には高校生年齢も来るので、 自立支援等やらなければならないことが沢山出てきたとき、部署や組織を超えてパイプを作っ ておくとケースの進み方がスムーズになる。
- ・一時保護したとき、保護児に説明責任(施設のルール、自由の制限の説明)を果たさないといけない。
- ・一時保護所職員の研修は、職員数に余裕がないと難しい。
- ・システムの導入にあたっては後から追加・変更をすると費用が大きくかかるので、最初に有用なものを入れるのが大切。家族図を簡単に描けるもの、統計が出しやすいものであるかがポイント。
- ・職員が心理的にほっとできる事務所のレイアウト(壁・机の色等)が必要。ミニ会議スペース があり、外部と遮断されているが同時に内部では共有できる空間であること、フロアが細切れ にならず、見渡せることが望ましい。
- ・プライバシー配慮のため、受付から事務所内が見えるのは避けた方が良い。
- ・一時保護児から預かった荷物の置き場所、引き継ぎ書類などのファイルの置き場所を確保して おく必要がある。
- ・相談室にホワイトボードは必須。職員の安全確保のため、緊急ベルの設置や警備会社と直結し たペンダント式のベルを備えているところもある。
- ・24 時間体制のローテーションの中で通告の受付方については厚労省の子ども・子育て支援推進調査研究事業の「要保護児童の通告の在り方等に関する調査研究」にまとまっている。安全確保まで民間に委託している自治体もある。夜間の電話対応を県と共同して委託する方法もある。
- ・子どもセンター開設後も奈良県とは研修を共同で行ったり、援助方針会議に職員を招きアドバイスを求める等の連携方法がある。
- ・近隣住民のボランティアでの交流や、職員がボランティアとして地域社会とつながってセンターのことを身近に知ってもらう機会が増えると、そこから週末里親などが出て来るかもしれない。児童・家族への支援のメニュー・サービスを増やすこと、事業の応援団を作ることが大切。